

## 無料調停相談会のお知らせ

釧路調停協会では、裁判所の調停委員による無料調停相談会を開催します。

※予約は不要です。

●日時／6月7日(金)10時から20時

●場所／釧路市交流プラザさいわい4階、釧路市幸町9番1号

●相談担当／調停委員（釧路調停協会所属）

●相談内容／離婚、遺産相続、不動産、金銭貸借、交通事故など家事および民事に関するトラブル



## 広報クイズ

問題ごとに正しい答えを選び、はがきに書いて送ってください。(町内の人に限りです)  
正解者から抽選で今月は5人にコンキリエ利用券を差し上げます。

①まちづくりワークショップでは厚岸町の何年後のことを考えたか(ヒントは2ㄱ)

ア=1年後 イ=10年後 ウ=100年後

②みんなすこやか厚岸21の中間評価で減らす目標は幼児のむし歯、喫煙率と何の摂取量か(ヒントは8ㄱ)

ア=塩分 イ=糖分 ウ=脂肪分

③厚岸町民花火大会は今回で何回目か(ヒントは23ㄱ)

ア=15回 イ=16回 ウ=17回

応募方法／はがきに答え、住所、氏名、年齢、電話番号を書いて送ってください。

あて先／〒088-1192

厚岸町真栄3丁目1番地

厚岸町役場『広報クイズ』係

締め切り／6月17日(月) (当日消印有効)

※先月は49人から応募があり、次の人が当選しました。／小野昌子／佐藤律子／竹内浩一／竹田江利加／藤田寿子 (敬称略)

寄せられたはがきの個人情報は応募目的以外には使用せず、厳重に保管します。

### ■先月号のクイズの答え

①=ア (満足) ②=イ (あみか)

③=ア (70回)

広報クイズの抽選は正解者の中から無作為に行っています。一度当たったからといって抽選から外すことはありません。

## 税

- 費用／無料
- 問い合わせ ☎070-3149-2273 (期間限定)

### 10月1日から消費税の軽減税率制度が実施されます

令和元年10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられると同時に消費税の軽減税率制度が実施されます。

軽減税率の対象となるのは、酒類・外食を除く飲食料品、定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞です。

軽減税率制度は全ての事業者に関

係があります。

▼対象品目の売上げ・仕入れの両方がある事業者／売上げや仕入れについて、取引ごとの税率により区分経理を行うことや、区分記載請求書などを交付する必要があります

▼対象品目の売上げがなくても、対象品目の仕入れ(経費)がある課税事業者／仕入れ(経費)について、取引ごとの税率により区分経理を行うなどの対応が必要となります

▼免税事業者／課税事業者と取引を行う場合、区分記載請求書などの交付を求められる場合があります

また、軽減税率の対象商品の販売を行っている中小企業・小規模事業

者などを対象に「軽減税率対応レジ」などの導入経費の一部を補助する国の事業者支援制度があります。この補助金は令和元年9月30日までにレジの導入・改修、支払いを完了し12月16日までに申請をする必要があります。詳しい内容については問い合わせください。

●問い合わせ／軽減税率制度に関すること(消費税軽減税率電話相談センター) ☎0570-030-056、レジ補助金に関すること(軽減税率対象補助金事務局) ☎0120-398-0111



## 広報あつけしに広告を掲載しませんか

- 掲載対象者／原則として、町内に事業所などがある業者や町内で活動している団体
- 広告掲載位置／お知らせコーナー『情報BOX』の下1段
- 広告の規格・料金 (いずれも一色刷り)  
【下1段】10,000円 【下1段2分の1相当】5,000円
- 掲載できないもの／青少年の健全な育成を阻害するもの、政治活動、宗教活動、意見広告にかかわるもの、公序良俗に反するもの、その他町長が不適切と認めたもの
- 申し込み／随時受け付けています
- 問い合わせ／広報統計係